

郡山市民ギャラリー設置要綱

平成 14 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 3 月 25 日一部改正
(総務部総務法務課)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市役所庁舎の一部を市民の文化活動の成果の発表の場として開放し、市民の文化活動の振興を図るとともに来庁する市民に憩いとふれあいの空間を提供するため、郡山市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第 2 条 ギャラリーは、郡山市役所庁舎内の本庁舎 1 階に置く。

(開設日及び開設時間)

第 3 条 ギャラリーの開設日は、市の休日を除く日とし、開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(使用者)

第 4 条 ギャラリーを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市民等で構成する団体及びサークル等
- (2) 市内の学校等
- (3) その他市長が適当と認めたもの

(使用の許可等)

第 5 条 ギャラリーを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 ギャラリーの使用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (2) 施設又は付属物を滅失し、又は棄損するおそれがあるもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 入場料を徴するもの
- (5) 販売を伴うもの
- (6) 政治性、宗教性を帯びるもの
- (7) その他市長がギャラリーの管理運営上適当でないと認めるもの

(使用の手続き)

第 6 条 ギャラリーを使用しようとする者は、あらかじめ郡山市民ギャラリー使用許可申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条第 1 項の規定による許可をしたときは、郡山市民ギャラリー使用許可書（第 2 号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用期間)

第7条 ギャラリーの使用期間は、原則として引き続く2週間以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可の取消等)

第8条 市長は、使用者が使用目的以外に使用した場合又は許可後において第5条第2項各号に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

2 市は、前項の定めるところの処分により生じた使用者の損害については、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用料は、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用物件及び展示物を使用者の責任において管理すること。
- (2) 使用期間中は、あらゆる事故に備え、必要に応じて保険等の保全処置を講じること。
- (3) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) くぎ付け又は張り紙などをし、建物その他の物件を棄損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 許可に係る施設及び設備以外のものを使用しないこと。
- (6) 使用を終了したとき、又は第8条の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかにその使用に係る施設を原状に回復し、職員の点検を受けること。
- (7) 職員の指示に従うこと。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により施設又は設備を滅失し、又は棄損した場合は、市長の指示するところによりその損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 使用者は、使用者の展示物が滅失し、又は棄損した場合であっても、その損害を市に請求できない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほかギャラリーの管理に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行し、同日以降の申請分から適用する。